

役 員 名 簿

特定非営利活動法人の名称	NPO 法人国際書画印研究会
--------------	----------------

役 名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無	備 考
理 事	やすかわ たいご 安川 大悟	福岡県福岡市西区愛宕南 1 丁目 7 番 7-203 号 リバーサイド室見	あり	理事長
理 事	さい ぶんいち 崔 文一	福岡県福岡市西区愛宕 3 丁目 4 番 10-304 号 ユーインズ	あり	副理事長
理 事	ちん し 陳 思	中国福建省福州市馬尾区登龍支路 1 号水岸君山 有座山 C304 棟 103 室	なし	
理 事	やん ばおじん 楊 宝金	福岡県福岡市早良区百道浜 1 丁目 7 番 2-303 号 シーサイドももちセンターステージ 2 号棟	なし	
理 事	てい ちょうみん 程 秋明	福岡市西区姪浜駅前 2 丁目 30 番 8-801 号 オー ヴィジョン姪浜駅南	なし	
理 事	さい ゆき 斉 雪	福岡県福岡市早良区百道浜 1 丁目 2 番 6-703 号 百道タワー	なし	
理 事	はん しろ 潘 施露	福岡県福岡市西区女原北 13 番 18 号	なし	
監 事	おう みるげつ 王 旻月	福岡県福岡市南区中尾 1 丁目 13 番 18 号	なし	

◇役員は、法第 20 条の欠格事由に該当しないこと、法第 21 条による親族規定に反しないことが必要です。

◇親族規定の考え方

役員総数が 5 人以下のときは、配偶者若しくは三親等以内の親族（以下、親族等といいます。）は入れません。また、役員総数が 6 人以上のときは、ある役員からみて、1 人だけは親族等が入ることができます。

※ 三親等以内の親族

父母、子、祖父母、孫、伯叔父母、甥姪（血族及び姻族とも）

◇未成年者が役員に就任する場合にはご相談ください。（法定代理人の同意書が必要です。）